

平成28年4月8日

京都水泳協会

## 水泳大会における撮影許可の変更について【重要】

本協会では、競技者の人権を守るため、原則としてカメラ・ビデオ等による競技の撮影を禁止しております。ただしチーム関係者に限り撮影を許可します。

これまでは、大会当日、受付にて希望される方に撮影許可証を発行していましたが、**平成28年度より、大会当日の撮影許可証の発行は行いません。**

平成28年度より、撮影許可証を「個人」ではなく、登録競技団体(所属チーム)に対して発行いたします。よって、**前もって所属チームにお申し出いただく必要があります**のでご注意ください。

ただし、変更にともない方式が定着するまでの間、大会により旧方式による撮影許可を行う場合があります。

撮影の際は、これまで通り、撮影条件および注意を遵守いただきますようお願い申し上げます。

### 撮影条件および注意

- (1)撮影時、撮影許可証(ビブス)を必ず着用して下さい。撮影許可証がなく撮影された場合、警察へ通報する場合があります。
- (2)フラッシュの使用は絶対禁止します(競技スタートのピストル発光と混同する恐れがあります)。
- (3)大会役員が必要と判断する場合、撮影禁止または許可を取り消すことがあります。
- (4)不審な撮影行為があり、大会役員が必要と判断する場合、撮影内容を確認させていただくことがあります。なお、撮影内容が不適切であると判断した場合、警察へ通報します。

※スムーズな競技進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 平成28年度 水泳大会での撮影許可証の方式変更について

### 運用方法

- ① これまでは主催者が関係者に撮影を許可していましたが、今後は、参加団体が関係者に撮影を許可することとなります。
- ② 撮影許可ビブスは、登録団体に対し、1000円/着で販売します。如何なる場合も個人に対しては販売しません。
- ③ 登録団体は、協会事務局に「撮影許可申請」の上、郵便振替で希望数を支払って下さい。協会は申請者に対し「許可番号」を発行します。申請者は使用にあたり、「許可番号」を自書して下さい。
- ④ 変更にともない当方式が定着するまでの間、大会により旧方式の撮影許可を発行する場合があります。

